

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申

(答申第202号)

平成14年3月29日

横情審答申第202号

平成14年3月29日

横浜市長 高 秀 秀 信 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 三 辺 夏 雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条

第1項の規定に基づく諮問について（答申）

平成12年11月6日中地福第91号による次の諮問について、別紙のとおり答申
します。

「平成10、11年度緊急救護対策費パン券・宿泊券支出命令書一式 19件」の
一部開示決定に対する異議申立てについての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「平成10,11年度緊急救護対策費パン券・宿泊券支出命令書一式 19件」のうち、別表に示す部分を非開示とした決定は妥当であるが、その余の部分は開示すべきである。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「平成10,11年度緊急救護対策費パン券・宿泊券支出命令書一式 19件」（以下「本件申立文書」という。）の開示請求に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が、平成12年9月25日付で行った一部開示決定の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の一部開示理由説明要旨

本件申立文書は、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第7条第2項第2号及び第4号に該当するため一部を非開示としたものであって、その理由は、次のように要約される。

(1) 本件申立文書について

中福祉事務所では、寿地区に居住し、急迫保護を申請するため来所した者で生活保護法の措置の対象とすることができない者に対し、緊急的な援護措置として、パン券、宿泊券及び旅費等の支給を行っている。支給方法は現物給付とし、パン券については、指定店で決められた金額の食品を、また、宿泊券については、指定した簡易宿泊所の一定金額以下の部屋への宿泊を提供するものである。

本件申立文書は、この援護措置として現物給付した指定店である債権者に対し、指定契約に基づき経費を支出するための帳票類であって、支出登録票、支出命令書、パン券・宿泊券支払内訳書及び請求書から構成されている。

(2) 条例第7条第2項第2号の該当性について

本件申立文書のうち、パン券・宿泊券支払内訳書の備考欄の支給対象者氏名及び請求書に記録された支給対象者氏名については、個人に関する情報であり、直接特定の個人を識別することができるものである。

(3) 条例第7条第2項第4号の該当性について

本件申立文書のうち、請求書に押印された債権者の届出印の印影及び請求書に記録された振込先金融機関名、支店名、預金種別及び口座番号は、特定の法人又は個人の財産に関する情報であり、公にすると、当該法人又は個人の財産権が侵害されるおそれがある。

なお、支出命令書及び支出登録票に記録された債権者氏名については、横浜市との契約に基づく指定店である法人代表者の氏名であることから、条例第7条第2項第2号及び第4号のいずれにも該当しないことが認められる。したがって、当該部分については、本件異議申立てに係る横浜市情報公開・個人情報保護審査会の答申を経た上で、非開示とした処分を変更し、開示することとする。

4 異議申立人の一部開示決定に対する意見

異議申立人（以下「申立人」という。）が、異議申立書、意見書及び意見陳述において主張している本件申立文書の一部開示決定に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 条例第7条第2項第2号及び第4号に該当するとして、非開示としたことは失当である。
- (2) 公金の適正な執行を確認するため公開請求をしたもので、不必要な非公開処分は市民による実施機関の違法・不当な行政執行の確認を締め出すものである。
- (3) 関係者の財産権が侵害されるおそれはなく、実施機関は条例第15条の第三者の意見を聴いていない。
- (4) 条例第4条は「これによって得た情報を適正に使用しなければならない。」と規定しており、情報を受けた者はその旨義務があり、実施機関の主張は市民を不当に疑うものである。

5 審査会の判断

(1) 緊急援護措置について

中福祉事務所では、寿地区に居住し、急迫保護を申請するため来所した者で生活保護法の措置の対象とすることができない者に対し、緊急的な援護措置として、パン券、宿泊券及び旅費等の支給を行っている。支給方法としては、現物給付により実施されており、パン券については、指定店で決められた金額の食品を提供し、また、宿泊券については、指定した簡易宿泊所の一定金額以下の部屋への宿泊を提供するために使用されているものであることが認められる。

(2) 本件申立文書について

本件申立文書は、(1)の援護措置として、決められた金額の食品や一定金額以下の部屋への宿泊を援護措置の支給対象者に現物給付した指定店である債権者に対し、横浜市との指定契約に基づき、当該現物給付に要した経費を支出するために作成し、支出事務に使用した帳票類であることが認められる。

また、本件申立文書は、支出登録票、支出命令書、パン券・宿泊券支払内訳書及び請求書から構成されていることが認められる。

(3) 条例第7条第2項第2号の該当性について

ア 条例第7条第2項第2号は、「個人に関する情報・・・であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」は開示しないことができると規定している。

イ 本件申立文書のうち、支出命令書及び支出登録票の債権者氏名欄には、横浜市との契約に基づく指定店である法人代表者の氏名又は事業を営む個人の氏名が記録されている。法人代表者の氏名については、当該法人の責任者として対外的に責任を負っていることから一般に、対外的に公にされている法人情報であって、本号に該当しない。

また、事業を営む個人の氏名についても、横浜市との契約に基づいて行った現物給付に係る経費を債権者として請求する当該個人の事業活動の中で使用されている事業情報であって、本号に該当しない。

ウ 本件申立文書のうち、パン券・宿泊券支払内訳書の備考欄の支給対象者氏名及び請求書に記録された支給対象者氏名については、当該援護措置の現物給付を受けた特定個人に関する情報であり、個人を識別することができるものであるため、本号に該当する。

(4) 条例第7条第2項第4号の該当性について

ア 条例第7条第2項第4号は、「公にすることにより、人の生命、身体、財産等の保護その他の公共の安全の確保及び維持に支障が生ずるおそれがある情報」は開示しないことができると規定している。

イ 本件申立文書のうち、支出命令書及び支出登録票に記録された債権者氏名は、前記(3)イのとおり、一般に公にされている情報であり、本号に該当しない。

ウ 本件申立文書のうち、請求書に押印された債権者である法人の代表者又は事業を営む個人の届出印の印影は、当該請求書の真正性を担保するために使用されているものであることから、当該法人又は個人の事業活動や権利義務に影響がある情報であり、これを公にすると、偽造されるなど、第三者に悪用されて、当該法人又は個人の財産等の保護に支障が生ずるおそれがあり、本号に該当する。

エ また、請求書に記録された債権者である法人又は個人の振込先金融機関名、支店名、預金種別、口座番号は、当該法人又は個人の経営や財産及び取引に関する情報であって、個別の取引において当該取引の相手方である債務者に対して、個別に通知されるものであり、当該取引関係者以外に通知されることは通常ないものとする。

したがって、これらの情報を公にすると、当該口座に不正にアクセスされるなど第三者に悪用されて当該法人又は個人の財産の保護に支障が生ずるおそれがあり、本号に該当する。

オ なお、申立人は、条例第4条を根拠に非開示が不当であると主張しているが、条例第4

条は、利用者の一般的な責務を定めた規定であって、当該規定をもって、条例第7条各号の規定に該当する情報を開示する根拠とならないのは明らかであり、このような主張には理由がない。

カ また、申立人は、実施機関が本件処分を行うに際し、対象文書に情報が記録されている第三者に対して意見照会を行っていないことは、条例第15条の規定に反していると主張しているが、条例の規定は、対象文書に記録されている第三者に関する情報を開示しようとする場合の規定であって、非開示とする場合は適用とならないものであるから、このような主張には理由がない。

(5) 結 論

以上のとおり、本件申立文書のうち別表に示す部分は、条例第7条第2項第2号及び第4号に該当する情報であり、開示しないことができるものであることから、実施機関が非開示とした決定は妥当であるが、その余の部分については開示すべきである。

別 表

条例第7条第2項第2号及び第4号に該当するとして、開示しないことが妥当と判断した部分

| 該 当 条 項 | 該 当 個 所 |
|-------------|--|
| 条例第7条第2項第2号 | ・パン券・宿泊券支払内訳書備考欄 ・請求書 支給対象者氏名 |
| 条例第7条第2項第4号 | ・請求書 届出印の印影，金融機関名， 支店名，預金種別，口座番号 |

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

| 年 月 日 | 審 査 の 経 過 |
|---------------------------|--------------------------|
| 平成12年10月13日 (第233回審査会) | ・部会で審議する旨決定 |
| 平成12年11月6日 | ・実施機関から諮問書及び一部開示理由説明書を受理 |
| 平成12年11月17日 (第1回審査会部会) | ・諮問の説明 ・審議 |
| 平成12年11月24日 (第236回審査会) | ・諮問の説明 |
| 平成12年12月13日 (第2回審査会部会) | ・審議 |
| 平成13年1月4日 | ・異議申立人から意見書を受理 |
| 平成13年3月16日 (第3回審査会部会) | ・審議 |
| 平成13年5月18日 (第5回審査会部会) | ・異議申立人から意見聴取 ・審議 |
| 平成14年1月18日 (第14回審査会部会) | ・審議 |
| 平成14年3月1日 (第16回審査会部会) | ・審議 |